

見附市公民館運営審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 1 5 号

見附市公民館運営審議会規則を廃止する規則

見附市公民館運営審議会規則（令和 5 年見附市規則第 2 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（見附市行政組織規則の一部改正）
- 2 見附市行政組織規則（平成 1 6 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「5 所管の庶務及び経理に関すること。」を「4 所管の庶務及び経理に関すること」に改め、「4 公民館運営審議会に関すること。」を削る。